

第二十二回国会 議院

農林水産委員会議録 第四十九号

(八一〇)

昭和三十年七月二十八日(木曜日)

午前十一時五十二分開議

出席委員

委員長

綱島 正興君

委員外の出席者

理事安藤

理事 松浦

理事 中馬

理事 稲富

正道君

赤澤

井出

伊東

大森

木村

小枝

丹羽

兵助君

本名

武村

川村

田中

松野

赤路

田中

原

足立

助川

川村

山本

赤堀

高橋

伊瀬

河野

久保田

○川俣義典 この法律ができまして適用を受けるからさしつかえないといえぱいえないことはないが、こういうことをやらせないという建前で農地法ができる。しかし農地法というものは公団あたりにやらせるということを建前にしてできていない。これは農地法の説明のときも、去る国会の審議のときも明らかである。それなのに法律をもつて委託を受けることができるようにならせるということは別問題である。従つて今日の農地法ということものはそういうことを予想してはできない。むしろ排除するという建前である。排除する建前で作られておつた農地法を、あとからできる法律によつてこれをまげていくということになりますと、これは農地法全体の改正が必要になつてくるのではないか。今後こういう公団方式によるところの事業主体としての成果を願うという意味からして、今後とも公団方式がとられるのではないかと思うのです。たとえば青森の北部上北の開拓についても、篠津の開拓についても、あるいは公団でやるのじゃないかということになつて参りますと、農地法の根本精神と違つた形のもの、當時予想しなかつたものが出てきて、それにやらせるということになると、農地法全体を改正しなければならないのに、あるいはその維持のために安く設備をしてやらなければならぬのに、公団によりますと、かかつた経費はある程度負担させるというのが公団のねらいなのであります。かかつ

した経費を受益者にそのまま当然負担させたい。こういうところに公団のねらいがある。おそらくは投資者側であるところのアメリカ側の公団方式を懸念したゆえんのものは、かけた経費はそのまま受益者が負担すべきだというところからきておる。ところが農地法はそういう趣旨からはきていない。ここに根本的な食い違いがある。あまりしつこく聞かぬが、農地法を将来改正しなければ当然やれないのである。うにお考えにならないか。

○渡部(伍)政府委員 本法の公団では、未墾地の買収その他については從来の方法でやるのでありますて、その買収した土地を今度は入植者に渡す。その土地に開墾作業をやるなり、公団で援助してやる。こういうことになつておるのでありますて、私どもが今考えている建前では、従来のやり方と変えござりません。ただ第五十条に管理を委託するという規定があります。この管理を委託するという規定は、国が買った土地を権利を侵害されないよう、に、公団に現場の土地を管理させる、こういうことであります。それを今度入植者がきまれば國が管る、こういうことであります。

○川俣委員 一応そういうことで逃げたいのだろうと思います。ところが法文の中ではおかしな点がたくさん出てきます。これは当然國が管理すべきだ。委託管理ということは、農地法の考え方にはないのです。ですから十八条の一の口に、農地法の適用についての開拓または開拓として、わざわざ農地法を利用しなければならないようになっておるんじゃないですか。ですか今はそういうことのものがれようし

ていることはわかりますけれども、のがれようとしてものがれられない。この規定は農地法に触れていかなければ、実際の事業効果が上らないのです。たまみにのがれようとしている。そこでのがれることも一時的にやむを得ないだらう。こういうことを言っているのです。今こんなことを問題にしたらできなくなるから、ある程度この必要の前に目をつぶつてもよかろう。しかしながら根本的にはそこを推し進めいかなければ、公園方式による事業というものは達成できないのじやないか、こう言っているのです。本来であればこれは問題なんです。そうであれば、今ここで問題にしたらきょうどう。今ここで問題にしたらきょうどうやせぬじゃないですか。

いか。特別会計の国有林が負担すればいい、こう言つておる。これは特別事業会計なんですね。この特別事業会計に当るような公団がよその方の特別会計が負担して、おれの方だけは負担を免れようというよな考え方は妥当でないじゃないか。これは本来であれば、電力会社はずっと上流に至るまで水を確保するということになりましたならば、自分はそれで利益を得るのでありますから、治山治水についても、当然義務負担をしなければならぬ。個別については受益者負担だといっておるのでから、上の方から受けける利益を自分が持つのですから、そういうものを負担をするような考え方をしなければ、治山治水において今日の状態ではなかなか徹底した措置ができるないのじゃないか。御承知の通り、治山治水についての予算がざいぶん減額されている。今荒廃しようとするものをやらなければならぬ。これもやらなければならぬ、あれもやらなければならぬと、いう場合に、どつちを優先にするかと、いう問題がある。その場合に片方は公団という一つの事業体があつて、その事業体のために特にやらなければならぬという場合があるのでから、それについては特別会計だからといふこと、一般会計が義務を負うとか、特別にそういう負担をするとかいうことの一貫性をもつてやらないと、この公団といふものの効果が上らないじゃないか、これについてどのように検討されていいるか。
○河野国務大臣　ただいま御指摘になりました治山治水の関係等は、もちろん他の電力会社等にも非常に利益を与えることになります。なりますけれども、これは現在のわが国の電源開発に

政府の施策等の関係から見ましても、私企業でござりますけれども、これにて相当に公益的な立場もとらしておるのでありますから、現在においては電力をなるべく高くしないという政策と相関連しまして、この公団に必要な砂防その他につきましては、政府において十分これに協力をやってやるようにして参りまするし、ただいま御指摘の国有林等の事業の協力と申しますか、そういう面におきましても最大限にこれに協力すべきものである、こういうふうに考えております。

ます。しかし政府が提案いたしましたのは、今申し上げました通りに、余剰農産物の受け入れをして、これによつてわが国の農業改良に裨益したいといふことを、今国会に提案いたしておるのでござります。この法案の通過はぜひ望ましいことであるということをお願い申し上げておるのでございます。

○松野委員 それではあなたは余剰農産物の交渉はするが、世界銀行には外遊中は交渉しないのですか。世界銀行の交渉もやるのですか。

○河野国務大臣 私は、あちらに参りますれば、お願ひはするつもりでござります。

○松野委員 そうすれば、やはりこの法案がなければお願いができないのであります。

○河野国務大臣 そうすれば、やはりこの法案が通過しなければ交渉が

しませんが、そういう感じは私のみならずと聞いておきましょう。

○河野国務大臣 いろいろ用事はござりますので、余剰農産物のことにつきまして、この法案が通過し、明年度も余剰農産物の資金を十分にこれに活用するということになれば交渉もしなければならぬ、こう考えておきます。

○松野委員 外遊をされて直接交渉する方がいいという御論旨のようですが、あなたはまだまだ大事な問題があ

る。すぐ近くの韓国の漁船の拿捕の問題、ソ連のわれわれ和平漁民の拿捕の問題があるのに、なぜ韓国とソ連の方へ外遊

は外遊しないで、アメリカの方に外遊です。みやげという意味がいい悪いは別

です。この法案が通らなければあなたは外遊ができるないのじゃありませんか。

○河野国務大臣 その交渉もやるのか。その交渉ができないのだと私は思

う。その点だけをはつきりしておかなければ外遊の目的がぼける。

○河野国務大臣 外遊のみやげというのを申されますと、非常に工合が悪いので、私はみやげであるとかみやげでないとかいうことを考えておりません。

○河野国務大臣 余剰農産物についても、農村の関係において金が要らなくなれば私は受け入れる必要はない、こういうふうに考

えます。しかし政府が提案いたしましたのでござりますから、その交渉をする気持はありません。

○松野委員 そうすると、あなたの外遊は必ずしも愛知用水の問題が主じやないわけですね。その外遊の目的もちょっと聞いておきましょう。

○河野国務大臣 いろいろ用事はござりますので、余剰農産物のことにつきまして、この法案が通過し、明年度も余剰農産物の資金を十分にこれに活用するということになれば交渉もしなければならぬ、こう考えておきます。

○松野委員 これは別個で、あえて私は言いません。見解の相違ですから私はあえて論議いたしません。大臣の所見いかん。

○河野国務大臣 いろいろ御意見はございますが、御意見は御意見として挙げたとしておきます。しかし先ほど来申し上げます通り、愛知用水公團法

案、機械公團法案はすみやかに御審議の上御決定願いたいということを重ねて申し上げる次第であります。

○松野委員 私が質問しているのだから私の方を向いて答弁してもらいたい。

○河野国務大臣 委員全休にお願いしておるのでござります。

○松野委員 私は悪意で言っているのじゃない。私はそういう提案だと思つ

て、そしてこの愛知用水公團は外遊

を申しますと、非常に大事な問題だ、こう今まで

思つておった。悪意ではない。私が質

問することは何もかも悪意と思って、

よそを向いて答弁する。私はそういう

意味ではない。外遊については、もつ

かれるのかと思うとそうでもない。

(「あんまり悪たれつかない」と呼ぶ者あり) 悪たれじゃない。これだけ明確な問題はない。あなたの外遊はまさ

にこれこそほんとうに外遊なんです。

○河野国務大臣 たが外遊するというふうに重要な次第でございます。

○芳賀委員 そこでお尋ねしたい点

は、この機械公團の事業の実施地域は、これは単に北海道だけに限つてい

ます。それでは外遊されない。この外遊問題がある。朝鮮やソ連の方へは外遊されずに、あまり目的のはつきりしない方に外遊される。これが外遊問題を

連の方へは外遊されない。この外遊問題があえて私がここへ引き出した理由であります。

○河野国務大臣 あなたがそういう重要な問題をア

ベート。あなたがそこへお見えにならぬ間にが持つております。あなたに

から、いすれまたあらためてやり

ます。

○綱島委員長 芳賀委員。

○芳賀委員 昨日に統きました機械公團に関する点につきまして、これは農

林大臣と開発庁長官が同席しておられ

ました。すぐ近くの韓国の漁船の拿捕の問題、ソ連のわれわれ平和漁民の拿捕の問題があるのに、なぜ韓国とソ連の方へ外遊

は外遊しないで、アメリカの方に外遊です。みやげという意味がいい悪いは別

です。この法案が通らなければあなたは外遊ができるないのじゃありませんか。

○河野国務大臣 その交渉もやるのか。その交渉ができないのだと私は思

う。その点だけをはつきりしておかな

です。この法案が通らなければあなたは外遊の目的がぼける。

○河野国務大臣 外遊のみやげというのを申されますと、非常に工合が悪い

ので、私はみやげであるとかみやげでないとかいうことを考えておりませ

ん。国家のために必要な交渉をするといふことでございまして、もしこの法

案が通らなければ、世界銀行の交渉をする必要はなくなるのでござります。

○河野国務大臣 余剰農産物についても、農村の関係において金が要らなくなれば私は受け入れる必要はない、こういうふうに考

えます。しかし政府が提案いたしましたのでござりますから、その交渉をする必要はあります。

○河野国務大臣 おつしやつておる。そのさなかにあなたがおつしやつておるの

と大事な問題が國內にある。食糧問題

をとる必要のあることにつきまして、運営して参るということを取りきめた

ことがあります。

○河野国務大臣 そういう点は同じ鷹山内閣の内部において農林大臣あるいは開

考えますが、今、申します通り、食糧その他重要な面において農林省が全体をながめて計画を立てるということにいたしますと、そこに北海道の総合性に欠けるところがあるというようなことからいろいろ問題があると思うのですが、これらをくるめて十分検討いたしまして、国家的にも、北海道のためにも都合のいい方法を生みたいと考えております。

な機会に開発長官としての見解や抱負を述べて実現するより大いに努力しなければ、これはあなたの在任中にはそういう仕事はできないと思うのですが、そういう点の心配はありませんか。

○ 大久保国務大臣 それは北海道開発五六年計画を立てましたときの方針であります。決して私個人の意見あるいは鳩山内閣云々ではございません。五六年計画の冒頭においてきめた方針であります。この方針に従つて万全を期

開墾をしました後の経営が伴うかどうか。事業内容を見ますと、機械を貸し付ける、あるいは委託を受けてこの事業を行う、このようなことが言われておりますけれども、一体こうした大規模な開墾、農地造成に伴う国内の入植あるいは営農方針がはつきり打ち立てられておるかどうか。御承知の通り農地を造成しただけでは目的は完遂いたしません。從来国営の開墾はございましたが、今度初めて入る鬱期的農地

て想定のできるあらゆる角度からの検討をいたしまして、これに対しても入植の指導をし、またこれに対する補助と援助等も加えて参ることを準備いたしております次第でございます。

○渋谷委員 できるだけあやまちのないような想定のもとに入植が行われる。特に私関係を持つております上北地区の開拓入植についてお伺いしたいのですが、造成された農地には、従来の開拓入植と同じような規

○河野國務大臣 最後にお尋ねしたい点は、わが国全体の食糧政策をやる、あるいは国土計画の一環としての農業開発をやるという場合において、この国土の全体の中の一部分だけが総合の中に入つておらぬというような場合には、どういうことになるかということをお考へになる必要があると思うのです。全体の計画を立てる場合においては、むしろこの分だけを切り離すというようなことが、果して将来においてプラスになるか、マイナスになるかということは、十分今後検討すべき必要があるのぢやないか。その実施面についても、集中的にある地域に対しても力を経済的に投入する必要はあると考えるが、国土の総合的の計画の上にものを考えるという場合には、局部だけに問題をまかせるというようなことがどうであるかということは、今後十分考えていかなければならぬと思うのです。ですからそういう点に対しても、慎重にこの問題を究明する必要があると思うのですが、こういう点に対しても、兩大臣の方を、一應この機会に述べておいていただきたいと思います。

の見地から考えまして、まず一番先に開発したいと考えておるのは第一期産業、すなわち農林、水産漁業であります。そして国債がある程度進みましたならば、さらに第二期の産業、すなわち鉱工業に進む、こういう目標のもとに進んでおりますけれども、さつき申しました通り、いつも日本の国全体の点を頭に置いてやつております。
○芳賀委員 それは大久保長官の私見なんですよ。あなたの鳩山内閣は、政府の方針としてそういうことを考えていないのです。第一期産業というのは非常に経済的な効果も薄いし、日本の生産条件の上から見ると、こういうところに財政的な物量を投ずるの非當に不得策である。だから五ヵ年計画を見てても、わずかに一・一%くらいしか第一期産業の生産性に期待を持つておらない。だから鳩山内閣はあなたの考え方と違つたことを考えておなのです。そういうことであるにもかかわらず、開発庁の片すみに閉じこもつてそういう順序を考えておつても、これはなかなかか政府の施策の面には現われてこないと考えるのであります。ですからあなたの考え方が正しいとすれば、もう少し閣内において意見の開陳をするとか、いろんな

○ 渋谷委員 同僚の各委員から御質問がありましたので、私は從来触れたかった基本的な問題について二、三しつかりと農林大臣にお伺いいたしました。愛知用水公團及び農地開発機械公團におきまして結果されておるこの翻訳的な日本の農耕機械の改革、私たち多年主張して参りました機械化農業の点が打ち出されましたことは大へん喜ばしいのであります。しかしながら日本の農政史上かつて見なかつたこの大きな改革の前には、必ず予測しないところの数々の障害も起るであろうし、また思わざる犠牲者も出るのであると想います。これはいかなる英智をもつとしても免れない。犠牲は必ず伴う。しかしながらできるだけこうしたそごや犠牲を最小限度にとどめたいというのがわれわれの念願であります。それについて伺いたいのは、農地開発機械公團の事業内容であります。これは主として農地の造成に重きを置かれておる。本日配付されました書類に基きましても、從来日本で見られないといった一日に五町歩ないし十町歩の土地を開墾する機械も入ってくる計画のようだございます。こうした大規模の

造成の機械を伴うような準備があつたかどうか。農地は作つたが、あとは野となれ山となれでは、ほんとうに野となり山となつてしまふのであります。この点について大臣の日本農業の經營、あるいは農業構造の変革の理想をお伺いしたいであります。

○河野国務大臣 この点は今回開墾を対象といたしておりまする地域が、非常に営農の困難な場所でありますることは御承知の通りでございます。従いまして政府といたしましては、これららの地域に対する入植の点については慎重に検討いたしまして、北海道大学の学識経験者等の意見も十分参考とし、さらにその地方の有識者もしくは経験者等の御意見も十分検討いたしまして、およそ想像できる準備はいたしました。これに対する入植、営農の指導をいたしていきたいと考えておるのでござります。何分先ほど来各委員の方々から御指摘になりましたように困難な場所でございますから、いろいろな問題點が起つてくるだらうと思います。しかしながら御指摘になりますが、ありますように、新しい機械を使って新しくい租賃条件のもとに営農を指導して参場所でございますから、いろいろな問題點が起つてくるだらうと思います。しかしあるは先として、現在の段階におきまし

模、構想のものとになされるお考えかどうか。あるいは従来の入植以外に新しく、一つの構想をお持ちかどうか、その点を一つ具体的にお話し願いたい。たとえば経営反別であるとか農具であるとか、そんなような点を大きづばでけつこうですが、大規模にやるのか、従来通りおやりになるのか、この点でござります。

○河野国務大臣 この地方につきましては、酪農に相当の主体性を置いてやることが必要であるということに現在意見が一致しておるようあります。そこで入植者にはどういう場合でも酪農を經營の中に取り込みまして、従来よりも規模を大きくしてやらなければいかぬだろうということになつておるわけであります。

○淡谷委員 公團自體が事業を行ふ点においては問題はないでしようけれども、公團が機械その他を貸し付ける対象になる事業主体はどういうのが予定されますか、具体的にお伺いしたい。

○河野国務大臣 そのも寄りのすでに入つておられる入植者の人に貸して、そうしてやつたらどうかということを一応考えております。

○渋谷委員 現在の日本の入植者がこの大きな機械を操作するような技能とか練習なんか積んでおりましょうか。見たこともない機械だと思いますが、この点の御説明は、どうも私にはわからない。

○河野國務大臣 政府委員より説明させます。

○渡部(伍)政府委員 建前は今度の新しい地区は公団みずからやることにしています。これに近接する入植地区では、公団のオペレーターをつけて機械を希望者があれば貸すのであります。ことに北海道は冬期が長くて、冬期休みの期間がありますので、たとえば東北あるいは北関東等で相当広汎な機械開墾をやりたい希望者がありますから、そういうところに、機械公団の事業の支障のたい限り、機械だけあるいはオペレーター付で機械を貸すといふことを考えております。

○渋谷委員 この入ってきます機械、これは青森県とは限りません、北海道においても同じだと思いますが、現在の日本の道路で運び得る程度の重量の機械でございますか。それとも道路等の舗装を必要とする機械であるか、その点を伺つておきたいと思います。

○渡部(伍)政府委員 特に舗装を要するというようなことは考えておりません。ただし今度の計画地は道路が完備しておりませんから、まつ先に道路の建設に着手することにいたしております。

○渋谷委員 機械運搬の道路を作る費用などは一休どうなつておりますが、別な予算でござりますか。それともこのワク内で取る予算でございまるのか。農地造成の觀念の中に、もっとあとの作業まで入つておるの

ますので、これは開墾建設費で、今までに両地区で一億組んでおりました。この建設事業は国に委託してやらせます。

○渋谷委員 さつき大臣に質問しました点について、なお局長からも御答弁願いたいと思いますが、この機械を使つたあと土地を荒さないで、新地として十分生かすような準備がありますか。

○渡部(伍)政府委員 たとえば非常に大きな機械を使って開墾しました土地は、これに連続する種まきから刈り取りまで一連の農機械が備わらなければ完全なことができない。現在日本の開墾の形に、この新しい農地造成の機械に伴うような、耕作、播種等の一連の機械の態勢が整つておるかどうか伺いたいの

あります。

○渋谷委員 その点が今度の場合の特性でありますて、荒起し、三年後に本起し、それに伴つて肥料の散布、種子のまきつけその他の管理について、それぞれの必要な機械を入れていくということを考えております。こ

れは冒頭に大臣からお話をありましたように、上北の場合において酪農を非常に大きく取り入れますので、どうしてもそういうふうなことをやらなければ、今までの検討の結果は、あとのような見地から、そういう計画を立てておるのでござります。

○渋谷委員 農地造成という言葉の中には、一体作業をどこで切られるつもりでござりますか。今荒起し、本起しておれば、今までの検討の結果は、あとのような見地から、そういう計画を立てておるのでござります。

か、どこに一線を引かれますか。

○渡部(伍)政府委員 荒起し、本起しましてあります。その前に、いよいよ開墾建設事業と申しまして、道路、水路、そういうことを含めます。これはやはりこの公団でお使いにあります。

○渋谷委員 本日配付されました資料の中に、播種の機械まで入つております。これはやはりこの公団でお使いになります。

○渡部(伍)政府委員 さつき大臣は御承認のように、非常に悪い火山灰地であります。

○渋谷委員 これは荒起しいたしまして、最初に牧草を植えて、畑地の土壤を炭カルと一緒に改善していく必要があります。土壤の改良までめんどうを十分なうか。たとえば非常に大きな機械を使って開墾しました土地は、これに連続する種まきから刈り取りまで一連の農機械が備わらなければ完全なことができない。現在日本の開墾の形に、この新しい農地造成の機械に伴うような、耕作、播種等の一連の機械の態勢が整つておるかどうか伺いたいの

あります。現在までの開墾が成功しない一つの大きい原因としては、せっかく地の土壤を炭カルと一緒に改善していくためには、土壤の改良までめんどうを十分なうか。たとえば非常に大きな機械を使って開墾しました土地は、これに連続する種まきから刈り取りまで一連の農機械が備わらなければ完全なことができない。現在日本の開墾の形に、この新しい農地造成の機械に伴うような、耕作、播種等の一連の機械の態勢が整つておるかどうか伺いたいの

あります。現在までの開墾が成功しない一つの大きい原因としては、せっかく地の土壤を炭カルと一緒に改善していくためには、土壤の改良までめんどうを十分なうか。たとえば非常に大きな機械を使って開墾しました土地は、これに連続する種まきから刈り取りまで一連の農機械が備わらなければ完全なことができない。現在日本の開墾の形に、この新しい農地造成の機械に伴う

ような、耕作、播種等の一連の機械の態勢が整つておるかどうか伺いたいの

あります。現在までの開墾が成功しない一つの大きい原因としては、せっかく地の土壤を炭カルと一緒に改善していくためには、土壤の改良までめんどうを十分なうか。たとえば非常に大きな機械を使って開墾しました土地は、これに連続する種まきから刈り取りまで一連の農機械が備わらなければ完全なことができない。現在日本の開墾の形に、この新しい農地造成の機械に伴う

ような、耕作、播種等の一連の機械の態勢が整つておるかどうか伺いたいの

あります。現在までの開墾が成功しない一つの大きい原因としては、せっかく地の土壤を炭カルと一緒に改善していくためには、土壤の改良までめんどうを十分なうか。たとえば非常に大きな機械を使って開墾しました土地は、これに連続する種まきから刈り取りまで一連の農機械が備わらなければ完全なことができない。現在日本の開墾の形に、この新しい農地造成の機械に伴う

○渋谷委員 牧草の種まきを農地造成

と考えて、肥料同様これを農地改良にぶち込んで、資材として認められます

か。日本の農業の概念では、種まきさ

んという考え方では、非常に混乱します

て指導されるよう御意図があるかな

いか。大臣にこれは好意をもつてお聞きしたいのであります。いかがでござりますか。

○河野國務大臣 ごもつともなことでございまして、私のいろいろ伺つておりまして、その点については特に先ほど申し上げましたように、地元の事情を十分に調査いたしまして、これはたびたび申し上げますように新しいテ

スト・ケースと申しますが、これからおられますから、今お話をような点に

思つてもらおつておられます。飼料草の播種機械であります。

○渋谷委員 実は私、この公団の業務の内容がもつと広くなる必要があると

思つて、こういう質問をしておるの

であります。見られないところに今

分見ない。見たところは成功しておる

ります。直接的に種をまくことを取り

であります。見られないところに今

も十分検討を加えまして、善処して参

りたいと思つております。

○渋谷委員 さつき農地局長の答弁の

中にあつた、牧草の点に関しまして

肥料の一環として農地造成と考へられ

ないことはない。そこまで無理して解

釈を広義に用います。さまざま矛盾を開くよりも、むしろ大胆にこの計

画を農地の造成から経営までというよ

うにお変えになる御意思があるかな

いか。

○河野國務大臣 十分すみやかに検討

を加えたいと思います。

○渋谷委員 大体お考へはわかりまし

たけれども、できることならば単に農

地造成というものは、どうでも機械で

土地をひっくり返してしまつてお

ります。お考へでなしに、経営の規模においても、あるいは用いる農具においても、當農方針におきましても日本の農業構造

ます。

それから愛知用水公團について二、三點同僚委員諸公が聞き落しました点がござりますので、お尋ねいたしますが、あの水没地帯の地方にはたくさん山林労務者がおります。この山林労務者が水没と同時に職を失うようなことがありますると非常に大きな労働問題、生活問題が起る。これがそのまま職を失わずに、引き続きその仕事に従事し得るような構想ができているか。端的にいえば、あの木材を運搬いたします軌道などが、その機能を失わないで直ちに工事開始とともに十分運搬の仕事にたえる。労務者の仕事にも役立つような構想がおりなのかどうか。こういふことは免れないでしようけれども、大きな改革を行いますと、必ず大きな損をする者とのどさくさに乗じて思われる大事どろの利益を得る者の出だと思いませんが、そういう点についての御配慮があるかどうか伺いたい。

○河野国務大臣 それらの点を十分考

慮いたしまして、軌道のつけかえはあ

らかじめ新しいものをつけて、そして

軌道の運転を一日も休止せずに、労働者

者の休むことのないようになります。

に配意をいたしているわけでござい

ます。

○淡谷委員 あと一点だけ伺います

が、なるほどあの山間部落の農民を知

多半島に入植させる構想があるよう

あります。次三男あるいは特別にあ

山間部落をいとう者は喜んで入ると思

いますけれども、山村における農民の

生活と平地における農民の生活とが非

常に違っている。これを実践しまして

ます。

○河野国務大臣 まだ所在の町村に多

少の開墾する場所もないことはないよ

うであります。もちろんいい場所ではな

いことはあたりまえであります。また

国有林の中においてもそういうところ

があれば、それについても希望があ

れば十分その希望に沿うようにいたし

まして、ただいまお示しのようなこと

はむろん起つてくるのじやなかろうか

と思いませんが、そういう場合には、む

ろん最も親切に熱心に協力するとい

う手違いがないように行なうことが大事

だと思いませんが、そういう点について

の御配慮があるかどうか伺いたい。

○河野国務大臣 それらの点を十分考

慮いたしまして、軌道のつけかえはあ

らかじめ新しいものをつけて、そして

軌道の運転を一日も休止せずに、労働

者との休むことのないようになります。

に配意をいたしているわけでござい

ます。

○淡谷委員 最後に一点、御質問では

ございませんが意見として申し述べま

す。この間実地調査をいたしました場

合、私たちも現地を見まして、現地に

と愛知県の受益の問題に触れますと、

受益が愛知側に大きくて犠牲が長野県

せんでした。特に長野県の受益の問題

と愛知県の受益の問題に触れますと、

受益が愛知側に大きくて犠牲が長野県

おれがや。

まず愛知用水公社法案に対する付帯決議案を一応読み上げます。

二、愛知用水公团法案に対する附帯決議

二、従来の電源開発が金銭補償に重
点を置き、水没農家の厚生対策に
欠けるところがあつたが、愛知用
水計画については牧尾橋ダム建設
のため水没する農家等に対し物心
両面より完全な補償措置を講ずる
とともに残存地域の住民及び被害
を受ける地方公共団体その他の團
体に対しても本事業の実施前より
さらに安定した民生福利を保障し
うるよう各般の助成措置を講ずること
とし、個々の具体的事項について
は、速やかに付替工事を完成し運
材機能の保持及び労務者の完全雇
傭に万全を期すること。

七、牧尾橋ダムの集水区域内の治山治水については本事業の目的を遂に重大関連を有するから、国及び関係者は之が実施に万全を期すること。

八、愛知用水公団の機構は極力簡素なるものとし、運営及び施設物件の管理につき公正を期すること。

九、本事業は公団、県、市町村、土地改良区等関係機関がそれぞれ事業主体となつて事業を実施するから、総合統一された運営を期するため、これら関係機関の協議機構を設置すること。

十、外國技術者の雇傭については、これに委託する調査及び設計を必要最小限度に止め、極力経費の節約に努めるとともに国内技術者を本事業のため過度に集中して他地

二、受益地区内の農民が本事業完成後公團に納付すべき負担金は他の國營地区の例に比し著しく負担過重と認められるので、政府は、徒らに従前の基準にとらわれず、農民の實際負担能力を勘案の上、適正なる償還額を決定すること。

三、農地開発機械公團機構は極力簡素なるものとし、運営及び施設物件の管理につき公正を期すること。

四、本事業は、公團、開発局、道尹は県、市町村、土地改良区等關係機関がそれぞれ事業主体となつて事業を実施するから総合統一され、た運営を期するため、これら關係機関の協議機構を設置すること。

○一萬田國務大臣　愛知用水公團法案
に対する附帯決議案の第一であります
が、大藏大臣としての御答弁を申し上げます。愛知用水は、政府としてどうしてもやり遂げるという意思であります。従いまして、これに所要いたします
する資金につきましては、むろん多額の金が必要なことがありますから、その金が調達に相当な困難が伴うことはむろんあります。しかし財政の許す限り、既定のここにお掛けになつておるいろいろの食糧増産事業に影響を及ぼさないよう努めをいたして参る所存です。

○大久保國務大臣 附帯決議として第一より第六まで、六つの項目に分れております。この項目によつて与えられました決議の精神を尊重し、この事業が円満に遂行いたされますように努力します。

八、九、十につきましては、もちろん御意見を尊重いたします。

次に、農地開発機械公團法案に対する附帯決議につきましても、御決議の各条項につきまして、御趣旨を十分尊重いたしまして、本法案の目的達成に遺憾なきを期したいと存じております。

七の点につきましては、集水区域内の治山治水は特別の注意をいたしたいと思ひます。

らに研究いたし、農民の負担を過重ならしめないよう留意いたしたいと考えます。

農業が過重の負担を受けることとなりないよう措置すること。
六、愛知用水受益地区内の農民が本事業完成後公団に納付すべき負担金は他の国営地区の例に比し著しく負担過重と認められるので、政府は、徒らに従前の規準にとらわれず、農民の実際負担能力を勘案の上、適正なる償還額を決定すること。

確定財源を主要財源とするのみならず、且つ、明年度以降の所要資金も相当額にのぼるのであるから、本事業を計画通り進捗せしめるためには他の一般土地改良事業に重大な悪影響をもたらすおそれなしとしない。よつて、政府は、わが国全体の食糧増産事業の重要性に徹し、これが所要資金の確保につき毫も支障なきよう万全を期

營農安定が最終目的であるから、単に未墾地の開墾をもつて終ることなく、入植農家の経営安定のため、營農計画の確立、所要経営資金の確保等に関し万全の措置を講ずること。

三の点につきましては、木材運搬施設についてすみやかにかけかえ工事をいたし、労働者の雇用に支障なきよういたしたいと思います。

四の点につきましては、既定水利を絶対に侵さぬよう、技術上にも予算上にも留意いたします。

第五、御意見の通りに処置いたしました

いと存ります。

第六につきましては、受益分量をさ

区の事業に支障をきたすことのないよう敵に注意し、併せて機械器具類については、つとめて国産品を優先購入すること。
なお農地開発機械公団法案に対する附帯決議案を読み上げます。

五、外国技術者の雇傭については、これに委託する調査及び設計を必要最小限度に止め、極力経費の節約に努めるとともに国内技術者等を本事業のため過度に集中して他地区の事業に支障をきたすことのな

まして、財政の許す限り善処いたしたいと考えております。

—

五
五
木
中銀商
正第工
誤四委
十員
一會
号議

真段行
セ
表題
関生月昭和
る。し一月三
適天以十
用災降年
すに発六

第四十六号中正誤

一會農 すべての定十十置闇資農水月年は災に一同四昭る闇生月昭
号議林 る規、い融に五年法す金家害の四、に発日年月和。し一和
中銀水 定こ者通よ号法へるのに等凍月昭闇生ま五一三た適天以十
正第產 をのにをる、律昭特融対の霜及和闇しで月日三だ用災降年
誤四委 適法つ受資の第和別通す被害び三したの三か十し用災降年
十員 用律いけ金規四三措による害、五十て天間十ら年、すに発四

昭和三十年八月四日印刷

昭和三十年八月五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局